(続紙 1)

京都大学	博士 (経済学)	氏名	荒木 一彰
論文題目	森林環境税の理論と実際		

(論文内容の要旨)

本研究は、都道府県が課税自主権の行使として導入している森林環境税の理論と実際に関する考察をすることを目的としている。何のために森林環境税があり、現状ではどうなっていて、これからどうしていくべきかを明らかにする。

本研究の背景として、地方の森林環境税をめぐる問題が大きく分けて二つ挙げられる。一つは、外圧としての国主導の全国版森林環境税であり、もう一つは、内圧としての県民の認知度の低さや県民会議の形骸化である。森林環境税のもともとの導入目的は、名称通り、森林としての環境を整備することであったはずだが、その成果もはっきりしているとは言い難く、他方、荒廃した日本の森林を早急に整備していくことが求められていることが指摘されている。

本研究の構成は以下の通りである。第1章は、森林環境税に関する理論研究を行っている。これまでの地方財政学と環境経済学の成果を踏まえつつ、まず参加型税制としての森林環境税の意義を明らかにするために、租税思想史の観点から考察した。次に、エコロジー経済学でいうところの「生態系サービスへの支払い」としての森林環境税という位置づけを示し、課税根拠を明らかにしている。

第2章では、森林環境税に関する記述的な研究を行っている。これまで森林環境税は どのように運用されてきたのかを明らかにしている。その際に、県民会議等の入手可能 な議事録をもとにテキストマイニング分析を行うことによって、森林環境税の特徴を抽 出して、新たに3つのタイプ分け、すなわち、タイプ①環境林重視、タイプ②国主導経 済林重視、タイプ③地域主導経済林重視、を行って、運用の実際が整理されている。そ して、日本の現状を鑑みて、今模索すべきはタイプ③であると論じている。

第3章では、森林環境税の生みの親である植田和弘氏の参加型税制という構想が現状どうなっているかが、神奈川県を事例に、考察されている。植田氏の構想では、森林環境税が「環境資産と地域経済の持続可能な関係を再構築するための地域づくり」と連動するために、参加型税制である必要があるというものであった。本章では、参加型税制の具体例だと言われている県民会議に着目して、県民会議の議事録データが最も情報量の多い神奈川県を事例に選んでいる。「行政や議会が直面している専門性や民主性の問題を、県民の参加という手法を通じて克服する」を研究仮説に設定して、参加型税制の内実が深まっているかを確認している。分析の結果、神奈川県における「参加」は開始当初、県民に会議の場へ参加を促すことに力点が置かれていたが、時を経るにつれて、県民会議の場ではなく、別途、県民の声を集めるフォーラムやモニターを行うことにと

どまっていたことを明らかにしている。

第4章では、森林環境税の目指すべき方向性として、「地域づくり」の視点が重要であると考え、長野県を事例に考察を行っている。長野県では、県民会議に加えて、地方税制研究会という別機関が存在し、その提言により、第2期目以降の方針が転向されている。本来の「地域づくり」は住民主体で行われるべきであるが、森林環境税に限っては、そのような動きは見出せていないので、長野県のように地方税制研究会が納税者である県民の立場を代弁することで、県民の参加環境を整えていくことが大事であることが指摘されている。

第5章では、本研究の総括をした上で、今後森林環境税がどうあるべきか、ということを論じている。特に、国主導の全国版森林環境税が現実味を帯びている中で、地方発の森林環境税の意義が明らかにされる必要性を強調している。本研究を通じて、森林環境税は制度設計当初から地方自治の拡充や財政民主主義の実現に向けた可能性を秘めていたが、十分な成果を上げているとは言い難いことが示されている。それでも、現状の日本において、参加型税制として森林環境税以外に、地方自治の拡充や財政民主主義の実現を展望できるものは見当たらないのも事実である。そこで、現状の森林環境税に最も求められることは「生態系サービスへの支払い」という考え方とセットで普及させることである、と主張している。

具体的な展望としては、2つが考えられている。一つは、地方財政学の視点から見た展望で、森林環境税を支払うことが、森林が持つ生態系サービスへの恩恵に対する対価であるという感覚を納税者が持つことができれば、単なる税金の一種以上の価値を持つことができる、ということであり、もう一つは、エコロジー経済学の視点から見た展望で、森林を生態系として捉えることで、特定の機能に限定しない多様な機能を発揮させることを目指せる、ということである。

(論文審査の結果の要旨)

本研究は、比較的新しい税である森林環境税の理念と目的に照らして、その現実を 事後評価の観点から分析、検証することで、現時点での森林環境税の意義と課題を析 出することを目的としている。

森林環境税は、「環境税」だが、環境汚染物質の排出に対して課税しているわけではないという点において、通常の環境税とは異なっている。それが「環境税」と呼ばれるのは、個人住民税均等割部分の上乗せ課税を行うことで上がってきた税収を、森林/水源保全に充て、環境改善に資するためである。このため、上がってきた税収の使途を特定目的に限定する目的税として設計される。しかし一般に目的税は、財政民主主義にもとるため、森林環境税の設計においては「参加型税制」が謳われた。つまり税収の使途、その効果の検証、制度の改善にあたって、住民(県民)参加を促し、直接民主主義的なコントロールをかけることで、目的税が財政民主主義にもとるという欠陥を克服しようとしたのである。

本論文の意義は、第一に、こうした理念に基づく森林環境税の理論的根拠を改めて 再検討することで、従来議論されてきた論拠に加え、「生態系サービスへの支払い」 というエコロジー経済学的観点から森林環境税を正当化しうることを論証している点 にある。

第二の意義は、神奈川、長野、高知という3県の代表的な森林環境税の成立、制度 改正過程を、議事録をテキストマイニングの手法によって分析することで、森林環境 税の類型化を行い、県民会議を創設して直接民主主義的な参加型税制を制度化した神 奈川県水源環境税の意義を高く評価すると同時に、しかしその運用実態は、本来の理 念との間に乖離があることを見出した点にある。

第三の意義は、森林環境税第三類型として「地域主導型経済林重視」の長野県森林環境税を析出した点にある。高知県森林環境税が林業に対する国庫補助の裏負担という性格を持っているのに対し、長野県は地域を担う産業としての林業育成を目指し、著者のいう「地域づくり」の観点から設計された森林環境税ということになる。第三類型の森林環境税が存在することを明らかにし、その意義を評価したのは、本論文が初めてである。

これは、「参加型税制」が形骸化していく中で、地域産業の担い手である林業を、水源保全や森林保全の観点から改めて再評価しようとするものである。租税財源を投入し、「公共事業」として森林保全を行うのではなく、「生業」としての林業が存立することで地域に所得と雇用が発生し、山に人が住み続けることによって水源と森林の保全が可能になる、そのための条件整備を森林環境税の税収で行っていく、という論理である。本論文が長野県森林環境税の議事録を詳細に分析し、またキーパーソン

へのインタビューや現地調査を通じて、長野県森林環境税が以上の方向で展開を遂げたことを明らかにした点は、高く評価できる。

他方、審査では(1)生態系としての森林をどう保全するかという課題を立てる場合、都道府県だけでなく、市町村、財産区、あるいは森林組合等の主体を重層的に分析対象とすべきだったのではないか、(2)「参加型税制」という場合、本論文で分析されている県民会議でもって参加がなされているといえるのか、もっと参加の対象を拡張して考えるべきではないか、(3)テキストマイニングの手法を用いるのはよいが、生のテキストをそのままで分析するのは、発言力の強弱等を考慮しないため、かえってバイアスがかかってしまう。議事録分析では、委員構成の把握が重要であり、議題の選択のされ方を含めて分析することが重要ではないか、(4)参加型税制がそもそもなぜ必要なのか、説得的に論証するには、県民会議の市民意見で制度が創設される、あるいは制度設計が変わる、といった事例を取り上げ、分析することが必要ではないか、(5)議事録分析においても、「住民」や「参加」といった言葉をただそのまま取り出すのではなく、それが本来の趣旨に沿った方向で使われているかどうか、文脈に即して分析したり、発言者の意図を踏まえた上で分析を進める必要があるのではないか、といった指摘がなされた。

以上の課題にもかかわらず本論文が、森林環境税の分析に異なる視角から新たな光を投げかけ、日本の森林環境税研究に新たな寄与を行った点を評価すべきだという点で意見の一致をみた。よって、本論文は博士(経済学)の学位論文として十分価値あるものと認定する。また平成30年6月8日、論文内容に関する口頭試問を行った結果、合格と認めた。